**要支援１・２の方が市外の訪問介護・通所介護事業所を利用する場合の流れ**

※要支援１・２の方が利用する訪問型サービスおよび通所型サービスは介護予防・日常生活支援総合事

業（以下、総合事業）です

※市外事業者であっても、花巻市の被保険者へ総合事業のサービスを提供する事業者は、花巻市の事業

者指定申請手続きが必要となります（住所地特例施設へ住所異動した場合をのぞく）

です

**市外の事業所を利用したい**

住所変更の予定がないか確認する

※保険者と保険証に記載された住所の市町村が同じ場合

**花巻市**

※現在住んでいる場所が市外でも、必ず保険証の住所を確認してください

市外の事業所の利用を開始する

保険証に記載されている住所地（住所地特例施設含む）の地域包括支援センター（または委託を受けた居宅介護支援事業所）が介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行います

花巻市の地域包括支援センター

（または委託を受けた居宅介護支援事業所）が介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行います

**花巻市**

**市外**

総合事業事業者指定マニュアル

花巻市ホームページ＞健康・医療・福祉＞

介護保険＞介護保険サービス＞介護予防・

日常生活支援総合事業（事業者向け）

**住所地特例施設**

**花巻市へ事業者指定申請が必要です**（国保連台帳登録まで約2か月）

保険証に記載されている住所の市町村の

指定事業所を利用できます

（**花巻市の指定は不要**）

**住所**

**保険者**

最新の**介護保険証**を確認する